

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A【兵庫県版】 令和6年11月

項目	質問	回答
1 賃金改善実施期間	「令和6年2月～5月分の賃金改善」とあるが、賃金改善実施期間はサービス提供期間(2～5月)と異なっても問題はないか。	以下4パターン ^① のどれかに該当すれば問題ありませんが、処遇改善加算等の支給と同じパターンにしてください。加算が ^① ならば、補助金も ^① になります。 ①サービス提供月と同じ期間(令和6年2月～令和6年5月) ②国保連総額通知と同じ期間(令和6年3月～令和6年6月) ③加算受給月と同じ期間(令和6年4月～令和6年7月) ④国保連からの振込後の期間(令和6年5月～令和6年8月) ただし、何月分の賃金改善が分かるようにしなければなりません。
2 対象者	役職者(役員)を賃金改善の対象とすることは可能か。	賃金改善は原則として介護職員が対象ですが、役職者であっても、当該事業所の介護職員等として従事している場合には対象とすることが可能です。 その場合は、シフト表等に介護職員として従事していることの実態が記録されていることが必要です。
3 対象者	「介護職員」に該当しないのはどのような職員か。	・生活相談員、介護支援専門員、看護職員(すべて専任での従事の場合) ・介護保険サービス以外の介護職員 例)介護保険上の特定施設入居者生活介護事業の申請をしていない有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等における介護職員 そのため、上記の職員は「介護職員」には当てはまりませんが、「その他の職員」としては配分可能です。
4 加算の配分について	賃金改善期間における「法定福利費等の事業主負担分の増加」は、賃金改善額に含めてよいか。	お見込みのとおりです。法定福利費の事業主負担分のうち、賃金改善による増加額のみ対象になります。ただし、基本給又は決まって毎月支払われる手当(賃金改善の合計額の2/3以上)に含むことはできません。つまり、賃金改善の合計額の1/3以下に含めることが可能です。
5 加算の配分について	加算による手当は毎月対象者全員に支払っているが、最終調整の一時金のみ支払う職員を限定してもいいか。 最終調整で支払う一時金を毎月処遇改善手当を支払っている全員に支給すると金額が少なかったり(一人100円になる等)、割り切れなかったりする場合に、正規職員だけに支払うことを検討している。	加算の対象となる職員や賃金改善額の配分は法人の判断に任されているため、一時金の支給対象者を絞ることは可能ですが、職員に説明が必要です。(処遇改善の内容は職員に周知する必要があるため)
6 法人ごとの配分について	全国に事業所のある法人で、各都道府県が支払った支援補助金を全国の従業員に分配しているため、事業所のある都道府県毎に分けると、補助金を上回って分配している都道府県と、補助金を下回って分配している都道府県が存在している。 兵庫県については補助金を下回っているが、法人単位では全ての補助金を上回って分配している場合、補助金を上回る賃金改善をしていると認めてもよいか。	認められません。 国の見解を確認したところ、令和6年2月～5月の介護職員処遇改善支援補助金については、法人単位ではなく都道府県単位で補助金を上回る賃金改善を行う必要があるため、追加の配分が必要となります。